

2022年度 総会について
～岐阜県ソーシャルワーカー協会会員・関係者の皆様へ～

2022年（令和4年）5月9日

岐阜県ソーシャルワーカー協会 会長 武山 修

2022年度総会を、別紙「岐阜県ソーシャルワーカー協会 2022年度 総会・第2回研修会」のとおり開催しますのでご出席願います。

一般社団法人岐阜県ソーシャルワーカー協会は（以下「当協会」とする）、2020年度（令和2年度）・2021年度（令和3年度）の2年間総会を開催できませんでした。

もちろんコロナ禍の影響ですが、他の都道府県協会は工夫と努力で総会を開催していましたので、私（会長）の工夫と努力と気力が足りませんでした。

当協会の定款第14条には「定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。」との規程がありますが、規定どおりに開催できず、そのため、2年間の決算報告・予算案等の審議や役員選考も行っておりません。

定款どおりに一般社団法人の運営を行わないと法務局から指導を受けます。

法務局への書類の登記申請は難しく面倒であり、2021年11月と12月には申請・修正の繰り返しで法務局へ5回も足を運びました。

その際に、法務局の担当者から「できるだけ早く総会を開催してください」と口頭で指導がありました。総会を開催しないと更に強い指導がある訳ではなさそうですが、2022年度はなんとしても総会を開催したいと思います。

そして、総会後には、登記申請等もしっかり行いたいと思っています。

今回の総会は、会場参加+WEB参加のハイブリッド方式で開催します。

WEBで参加される方には、Zoomミーティングの「手を挙げる機能（反応ボタン）」により各議案の承認・不承認を示していただく予定です。

欠席される方は、「委任状」に氏名等を記載し、「私は、2022年6月19日開催の2022年度岐阜県ソーシャルワーカー協会 総会の議決事項に関する議決権行使について、その権限を議長に委任いたします。」を選択して協会あてメールください。この方法は、正式には「電子委任状法」に合った方法ではありませんが、郵送の手間を考慮して、メールでの「委任」としました。

なお、メール登録をしてみえない方等は、お手数ですが郵送で委任状を提出してください。

協会のために、総会に会場出席又はWEB出席を、出席ができない方は委任状の送付（メールまたは郵送）をお願いします。

ところで、当協会と「公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（以下「日本協会」とする）」の関係についてご質問が時々あります。

当協会と日本協会は組織上（規約上）の関係はなく、別組織です。よって年会費も、両方の会員の方は当協会に5,000円を、日本協会に11,000円をそれぞれ納入していただくこととなります。どちらか片方だけの会員の方も多くみえます。

なお、当協会を含む各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会と日本協会は強く連携をしています。

当協会のホームページを見ていただくと、最初に日本協会を紹介しています。

日本協会では多くの研修会を開催していますし、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会と連携して、例えば診療報酬改定の要望等を厚生労働省に行っています。

岐阜県内のソーシャルワーカーの連携のために当協会へ、日本の医療ソーシャルワーカーの連携のために日本協会の会員になっていただけるとありがたいです。